

駿府城公園「東御門・巽櫓、坤櫓、紅葉山庭園（茶室を除く）」において、  
次に該当する場合は入館料が免除になります。

(1) 次に掲げる者が駿府城公園の施設を利用する場合

ア 次に掲げる手帳のいずれかの交付を受けている者又はその者を介助する者（介助のために必要と認められる1人に限る。）

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付される  
身体障害者手帳

(イ) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生  
相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害  
の程度その他の事項の記載があるものをいう。）

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項  
の規定により交付される精神障害者保健福祉手帳

イ 学校、保育所、認定こども園又はこれらに準ずる施設（以下「学校等」という。）の行  
事として駿府城公園の施設を利用しようとする次に掲げる者

(ア) 小学校の就学の始期に達していない者を引率する者（引率のために必要と認めら  
れる範囲の者に限る。）

(イ) 小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者又はその者を引率する者  
（引率のために必要と認められる範囲の者に限る。）

(ウ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条の特別支援学校の児童又は生徒又はそ  
の者を引率する者（引率のために必要と認められる範囲の者に限る。）

(2) 学校等の行事としての駿府城公園の施設の利用に関し、その下見のために必要と認めら  
れる範囲の者が駿府城公園の施設を利用する場合

(3) 静岡市又は指定管理者が視察として受け入れ、又は特に招待した者が駿府城公園の施設  
を利用する場合

(4) 次に掲げる施設のいずれかに通所し、入所し、若しくは入居している者（以下「通所者  
等」という。）又は通所者等を介助し、若しくは引率する者（介助若しくは引率のために必  
要と認められる範囲の者に限る。）が駿府城公園の施設を利用する場合

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の児童福祉施設

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項の保護施設

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3の老人福祉施設

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項の障害者支援施設

- (5) 通所者等による駿府城公園の施設の利用に関し、その下見のために必要と認められる範囲の者が駿府城公園の施設を利用する場合
- (6) 駿府城公園の施設に関する報道又は取材を目的として、報道又は取材のために必要と認められる範囲の者が駿府城公園の施設を利用する場合
- (7) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者の従業員又は旅行者等を駿府城公園の施設に案内することを継続的業務の一部とする者（必要と認められる範囲の者に限る。）が旅行者等を案内し、又は研修を実施するために駿府城公園の施設を利用する場合
- (8) 静岡市又は指定管理者が実施する事業のために必要と認められる範囲の者が駿府城公園の施設を利用する場合